

財務省告示第二百十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十六年三月二十二日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年四月九日  
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利率
利付国庫債券（十年）（第二〇五 十八回）	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五條第 一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	受付け	額面金額で九百九十七億九千九 百八十九万七千九百九十九円	九百九十七億九千九百九十九万 七千九百九十九円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものとす る。	平成十六年三月二十二日	額面金額百円につき九十九円九 角二分	年一・三パーセント	財務大臣は、払込金額に加え、

の  
払  
込  
み

次の算式により算出した金額を  
第十八号に規定する期日に払い  
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{2}{365}}$$

十  
三  
  
初  
期  
利  
子

平成十六年九月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う。以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十  
四  
  
第  
二  
期  
以  
後  
の  
利  
子

毎年三月二十日及び九月十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する

十  
五  
  
償  
還  
期  
限

平成二十六年三月二十日  
額面金額百円につき百円

十  
六  
  
償  
還  
金  
支  
額

日本銀行

十  
七  
  
元  
利  
金  
支  
所

平成十六年三月二十二日

十  
八  
  
払  
込  
期  
日